

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条3項の規定に基づいて、平成30年1月31日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を、4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

再交付で手帳の等級が1級から4級に格下げされた。

ペースメーカーを装着している場合の容体向上は常識的には考えらず、1級より4級への判定は疑問である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年7月18日	諮問
平成30年8月17日	審議（第24回第4部会）
平成30年9月18日	審議（第25回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書（以下「診断書」という。）を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法別表は、5項において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を規定している。

- (2) 法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障

害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのもとなる。

級別	心臓機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(3) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、都規則を制定し、さらに都規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。ただし、本件処分を行うにつき適用されたのは、平成 26 年 3 月 20 日付 25 心福障第 485 号による改正により、同年 4 月 1 日から施行された後のものである。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。なお、認定基準の前記改正は、等級表解説の改正も含んでいる。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関し、心臓機能障害でペースメーカー又は除細動器に係るものについて記載されている部分を示すと、別紙 2 のとおりである。

(4) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として

判断を行うものと解される。

このため、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がなければ、手帳の交付処分に取消・変更理由があるとする事はできないものである。

- (5) 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。

法施行令7条は、当該診査を行った市町村長は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令10条3項は、知事は、当該通知によりその者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

- (6) ところで、法施行令10条1項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則7条1項、2条1項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(4)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

一方、本件のように、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付の場合は、同条1項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の診断書及

び意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。

このことからすると、法施行令10条3項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長からの法施行令7条による通知及び上記の診断書及び意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

2 以上を前提に、以下、本件について検討する。

- (1) 等級表解説では、除細動器植え込み直後の判断ではなく再認定の際の判断においては、身体活動能力におけるメッツの値が4以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表4級に該当する障害とされているところ（別紙2・第4・3・(4)・イ・c）、本件診断書には、身体活動能力（運動強度）が4メッツであるとの記載が認められ（別紙1・Ⅱ・9）、障害程度等級についての〇〇医師の参考意見として4級相当との記載が認められる（別紙1・Ⅲ）。このことからすれば、本件障害の程度は、等級表4級に該当するものと認められる。

また、本件診断書上、「臨床所見」で「有・無」を選択する項目は息切れで「有」とあるものの、そのほかはすべて「無」に〇印が付され、「胸部エックス線所見」は心胸比「52%」と記入されており、「その他の心電図所見」として「両心室ペーシング」との記載があるものの、「心電図所見」は記載がないか、「無」とされた上（別紙1・Ⅱ・1ないし3）、「活動能力の程度」は、「家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの」とされ（別紙1・Ⅱ・6）、「人工弁移植、弁置換」は「無」、「その他の手術の状況」に記載がなく（別紙1・Ⅱ・7及び10）、本件障害が、等級表解説の1級及び3級として定める心臓機能障害（別紙2・第4・1・(1)及び同(2)）に該当する所見は認められない。

(2) 以上から、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)及び「心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)のいずれにも至っているとは認められず、「心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)として、障害等級4級と判断するのが相当である。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記1・(6)に述べたとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、「障害等級4級」と認定することが相当であることは上記2のとおりであって、本件処分における処分庁の判断が適切なものであると認められる。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)